

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	富沢10組 (富沢十組)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、水稲・露地野菜での複合経営となっているが小規模集落であり担い手も少なく、今後、耕作放棄地の増大が懸念される。農地面積は小さく農道も狭いため大型機械による効率化もできず、地区外からの担い手の呼び込みも難しい現状にある。地域内の農地は法面が多く、草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に多くの労力を強いられており維持管理体制も課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、主に水稲と露地野菜による農業が主となっており、作付面積も小規模である。現場では、担い手の減少が大きく進行しており、農地の利用の在り方や農道や水路、畦などをどのようにして管理して行くか大きな課題である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	52.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業従事者の高齢化が進んでおり規模拡大志向の農家も少ない中、継承者や新規就農者が現れた際には、地域ぐるみで農地の集積を実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権が設定されている農地の期間満了後に地域全体で見直しを行い方針を決定する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域の後継者に位置する殆どが就農への意向を持っていない状況にあることから、他地域からの協力を期待したい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点において計画はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--